

第24期第34回長沼町農業委員会総会議事録

1 開催日時

令和5年4月25日 午後4時00分から午後5時20分まで

2 開催場所

長沼町役場庁舎 3階 第1会議室

3 出席委員（14人）

会長	16番	安田	守				
会長職務代理者	15番	林	雅英				
委員	1番	遠藤	拓身	2番	山本	仁	
	4番	矢田	和征	5番	阪	由平	
	6番	大橋	豊幸	7番	中村	人	
	8番	荒井	一博	9番	玉手	豊典	
	10番	高宮	徹	12番	山田	浩之	
	13番	窪田	秀治	14番	大杉	政夫	

4 欠席委員（1人）

11番 成田正夫

5 付議事項

日程第1	議事録署名委員の指名	
〃 2	会務報告	
〃 3	報告第1号	あっせん譲受等候補者名簿登載申請について
〃 4	報告第2号	標準処理期間の設定について
〃 5	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について
〃 6	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
〃 7	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
〃 8	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
〃 9	議案第5号	現況証明願いについて
〃 10	議案第6号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 出席職員

事務局長	市村	智継
農地係長	田中	聡

7 会議概要

別紙のとおり

局長	<p>定刻となりましたので開催いたします。</p> <p>開会に先立ちまして4月1日人事において産業振興課より田中係長が異動いたしましたのでご紹介いたします。(田中係長挨拶)</p> <p>それでは第24期 第34回長沼町農業委員会総会を開催いたします。初めに、安田会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>本日は、大変お忙しい中、出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本年は冬の降雪量も少なく、4月に入り日照時間も長くなり、水稻・野菜の播種・育苗や圃場の整備においても順調に進んでいるよう見受けられるところです。</p> <p>畑地化については現在長沼町地域農業再生協議会において畑地化申請手続きも行われているところで農業政策については大きな転換期を迎えているところであり農地の価格についても変動が生じることが考えられることから今後の状況を注視し、慎重に対応していかなければならないと感じております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、来月5月8日からインフルエンザと同等の5類に移行することで決定しております。 やっと通常の生活に戻ってきましたが、昨年度は体調を崩された委員さんもおりますので、健康に留意され元気に農作業に従事していただければと願うところであります。</p> <p>なお、今月の総会は、報告2件、議案6件を予定しております。 慎重にご審議いただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「第34回長沼町農業委員会総会」を開会します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、15人全員であります。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議規則第9条の規定により、9番玉手委員及び10番高宮委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、「会務報告」を行います。</p> <p>会務報告につきましては、お手元に配布しておりますので、御覧いただきたいと思っております。</p>

議長	<p>以上で会務報告を終わります。</p>
事務局	<p>日程第3、報告第1号「あっせん譲受（ゆずりうけ）等候補者名簿登載申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>（議案の朗読）</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、15番の林代理から新規就農者等事前検討会の報告をいただきます。</p>
林代理	<p>（新規就農者等事前検討会報告）～林代理</p> <p>15番の林です。</p> <p>本日、午後3時から、安田会長、荒井農地部会長、玉手振興部会長、 担当の阪委員、及び事務局職員2人と私の7人で「新規就農者等事前検討会」を行い、面談等を行いました。</p> <p>1番の さんは、令和3年3月から 指導の下で、2年間長ネギを主とした研修を受け、この度、研修を終えることから、3月30日行われた長沼町の「新規参入に係る就農計画会議」において、農業の知識及び技能等を習得していると評価され、新規就農を可とする判断を頂いております。</p> <p>なお の独立就農後は、主に長ねぎとブロッコリーを栽培し、農協出荷予定です。また、独自で販路の開拓も行っていく予定であります。農地については現在 の土地 を購入予定としており、 の土地 及び の土地 の賃貸を検討し地権者等と話し合いを進めているとのこと。</p> <p>次に、2番の は、元々町内で営農していた農業者3名 により令和5年3月1日に設立された法人です。以前より、地域で高齢により耕作等が難しくなった農家さんの作業受託等をしていたこともあり、法人による農作業受託の参入を試みたところであり、近隣では岩見沢（栗沢）地区において10件ほどが関わった農作業受託法人が運営されており、当法人においては今後においても農作業の効率化を図るため受託や農産物の貯蔵販売など規模の拡大を強く希望している法人であります。</p>

議長	<p>以上のことから、農業者認定について特に問題はないものと判断し、「あつせん譲受等候補者名簿」に登載したものでございます。</p>
	<p>以上で報告を終わります。</p>
	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>ただいま、報告第1号について、事務局の説明と15番の林代理から新規就農者事前検討会の報告をいただきました。</p>
委員 事務局	<p>特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。</p>
	<p>農作業受託の法人だが、農地を取得することもあるのか。</p>
	<p>作業受託がメインですが、今後農地も増やすことも検討していることから今回の賃貸借を行ったところでは。</p>
委員 事務局	<p>借り入れた農地は何を作るのか。</p>
	<p>賃貸借の貸主は法人の役員であります [] から借り入れるもので作付けについては従前と同様の作付けをする見込みです。</p>
委員 事務局	<p>新規就農者は何歳か</p>
	<p>[] です。</p>
委員 事務局	<p>申請番号2番の法人については構成員の3人で受託を行うのか。</p>
	<p>元々3人とも地域で受託を行っていたこともあり3人で受託を受けると報告されています。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
事務局	<p>日程第4、報告第2号「標準処理期間の設定について」を議題といたします。</p>
	<p>事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。</p>
	<p>(議案の朗読)</p>
	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、報告第2号について、事務局から説明がありました。</p>
	<p>特にご質問等があればお受けいたします。何かございませんか。</p>
委員 事務局	<p>標準処理期間は今までも設定していたか。</p>
	<p>毎年4月に標準処理期間を定めております。当町は25日で設定するが、他の町については毎月総会が行われない場合は標準処理期間が50日という</p>

	<p>ところもあります。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようなので、以上で報告第2号を終了いたします。</p>
	<p>日程第5、議案第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題といたします。</p>
	<p>事務局から概要の説明をします。</p>
局長	<p>案件は2件で、農用地利用集積計画に向けた、契約内容の変更に伴う合意解約です。</p>
議長	<p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>
事務局	<p>(議案の朗読)</p>
	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第1号について、事務局から説明がありました。</p>
	<p>これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
	<p>議案第1号について、通知書のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>全員賛成ですので、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」は、通知書のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p>日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p>
	<p>事務局から概要の説明をいたします。</p>
局長	<p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、いずれも賃貸借でございます。なお、申請番号1番については先ほどあっせん名簿の登載申請のあった新規参入法人による農地の賃貸借であります。申請番号2番については以前にお知らせした営農型発電設備設置のための賃貸の申請で、農林水産省発出の取扱いに基づいた申請であります。また、一時転用(10年)という期限</p>

議長 事務局	<p>付きの賃貸で設置者に貸し付けるものであります。なお、申請番号2番についてはこの会議終了後、農業会議に意見聴取を行い、意見回答を得まして許可するものであります。</p> <p>以上で概要の説明を終わります。</p> <p>※コントラクターとは～農作業機械と労働力などを有して、農家等から農作業を請け負う組織・団体等です。</p> <p>引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をいたします。 (議案の朗読)</p> <p>以上の許可申請の内容は、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは受付番号1番について、[]から現地調査の報告をいたします。</p>
委員	<p>(現地調査の報告)～安田会長</p> <p>受付番号1番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>1番の申請は []の農地で、今回のあっせん譲受等候補者名簿の登載を申請した農業法人への賃貸借で、隣接地を耕作している農業者でもあるため周辺の農地利用に影響はなく、問題はないものと思います。</p> <p>続きまして、受付番号2番について []担当の中村委員から現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(現地調査の報告)～中村委員</p> <p>7番の中村です。</p> <p>受付番号2番について、現地調査を実施いたしました。</p> <p>2番の申請は []の農地で、場所は []に位置し、市街地から []方面に向かった北側に位置した場所です。目的は、国の推奨事業でもあります営農型発電所を設置するため農地の賃貸借をするものであり、当該地区においても説明会等の開催をし、所定の手続きを行って申請したものであるため問題はないものと思います。</p>
議長	<p>以上で報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報</p>

<p>委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員</p>	<p>告をいただきました。</p> <p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等はございませんか。</p> <p>申請番号2番の賃貸借は10年の期間か。また10年後は農地に戻るのか。10年後は再度賃貸借の届け出があります。また一時転用の農地です。</p> <p>営農型ということは機械が入るためにパネルの高さは高いのか。</p> <p>高さは5メートルほどの高さで設置します。</p> <p>作るのはだれか。農地を貸して営農をするのか。</p> <p>農地は[]で作付けします。</p> <p>作る作物はわかるか、また収量の条件は。</p> <p>予定では牧草作付けで、他所でも経験があり作付けが安定していると聞いている。収量の条件は通常作付けの8割となっております。現地は数年作付けしていないので基準については普及センターの指導のもと町内の他所との収穫量を見ながら検証していく予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>その他質問はありますか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>議案第2号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>事務局 議長 委員</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第7、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>なお、現地調査につきましては、14番大杉委員 15番林代理、1番遠藤委員、でございます。</p> <p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>(現地調査の報告) ~大杉委員</p>

議長	<p>14番の大杉です。</p> <p>昨日、林代理、遠藤委員さん、事務局2名と私の5名で調査を実施いたしました。</p> <p>受付番号1番は、[]で、町道[]交差点から南へ300m行った東側に面した場所です。</p> <p>2番は、[]で 町道[]の南西に位置した場所です。</p> <p>3番は、[]で 町道[]の北西に位置した場所です。</p> <p>4番も []で、町道[]北側の土地です。</p> <p>1番から4番までのいずれも既存の施設では手狭なため、格納庫の建設及び農業機械置場の造成を目的とするものであり問題ないものとして調査してきました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。</p> <p>申請地につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、いずれも農業用施設の建築及び農業用機械置場の造成を目的とするためのものであり、令和5年4月12日付けで農業用施設用地に用途区分の変更がなされた土地です。</p> <p>農用地区域内の土地については、農業振興地域の用途区分が変更されており、別添の調査書にあるとおり農地法第4条の許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、議案第3号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>
委員	<p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。</p> <p>申請番号3番について自分で申請しようとしたときに事務局から指導が入ったと聞いたがどのような内容か。</p>
事務局	<p>自己申請しようとした際には、分筆が必要な土地の測量をメジャーで計って申請するとのことでしたので、法的に証明できる座標求積図がないと登記も出来ない旨説明したところでした。</p>

<p>委員 事務局</p>	<p>申請番号1番について下の土地はコンクリ加工するものなのか。 宅地と施設用地の間の土地で農地としての使用は難しい土地ではありませんが、下をどのようにするかは確認しておりません。</p>
<p>議長</p>	<p>その他質問はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
<p>委員</p>	<p>議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>委員</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに、決定します。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第8、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案の朗読)</p>
<p>事務局</p>	<p>なお、現地調査につきましては、14番大杉委員 15番林代理、1番遠藤委員、でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>(現地調査の報告) ~林代理</p>
<p>委員</p>	<p>15番の林です。</p>
<p>委員</p>	<p>昨日4月24日に、大杉委員さん、遠藤委員さん、事務局2名と私の5名で現地の調査を実施いたしました。</p>
<p>委員</p>	<p>受付番号1番は■■■■、■■■■の交差点付近の道路西側に面した都市計画の第1種 低層住居専用地域に指定された土地です。</p>
<p>委員</p>	<p>目的は自己住宅の建設であり都市計画の用途が指定されていることから転用することは、問題がないものとして調査をしてきました。</p>
<p>委員</p>	<p>次に受付番号2番については、3条の申請でもあった通り場所については■■■■、■■■■に位置し、目的は、営農型発電所の設置のためであり農地部分以外の基礎部分の一時転用するもので問題ないものとして調査し</p>

議長	<p>てきました。 以上で、報告を終わります。 ありがとうございました。</p>
局長	<p>それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をします。 受付番号1番につきましては、現地調査で報告いただいたとおり、都市計画区域内でかつ用途指定がされており、周辺は宅地化が進み、上下水道も整備されているため第3種農地に該当します。3種農地は原則許可ですので、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>受付番号2番につきましては、3条の申請にもありましたが、営農型発電設備の農地法上の取扱いにより5条での申請も必要となり農地以外の部分(基礎部分)の農地について申請されております。なお、この許可申請の内容は、別添の調査書にあるとおり農地法第5条の許可要件の全てを満たすと考えます。以上で補足説明を終わります。</p>
委員	<p>ただ今、議案第4号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。</p>
事務局	<p>これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。 申請番号2番について60㎡の転用だが足の部分だけか。また、10年契約更新無かった場合の地目は。また3条の総面積に含まれるか。 一時転用なので更新がなかったら現況回復が条件なので農地に戻ります。また、5条転用の面積は3条賃貸の面積に含まれます。</p>
議長	<p>その他質問はありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
委員	<p>議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>(全員挙手) ありがとうございます。</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定します。</p>
	<p>日程第9、議案第5号「現況証明願いについて」を議題といたします。</p>

事務局	<p>事務局から議案の朗読と内容の説明をします。 (議案の朗読) なお、現地調査につきましては、14番大杉委員 15番林代理、1番遠藤委員、でございます。</p>
議長 委員	<p>以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いいたします。 (現地調査の報告) ~遠藤委員 1番の遠藤です。 先日の4月24日、林代理、大杉委員さん、事務局2名、私と5人で現地調査を実施いたしました。 願い出地は、XXXXXXXXXX 近辺に位置しており、町道XXXXXX XXXXXXXXXXの交差点から南に20メートルの西側に接した場所にある土地です。 現在の地目が登記簿上「畑」となっていますが住宅建設のため依頼主より現況証明願いが提出されたところです。 確認の結果、申請地は上下水道も整備され農地以外であり、農用地区域からも外れている事から、問題がないものとして現況確認をしてきました。 以上で報告を終わります。</p>
議長 委員	<p>ありがとうございました。 ただ今、議案第5号について、事務局の説明と担当委員から現地調査の報告をいただきました。 これより質疑をお受けいたします。何か御意見等ございませんか。 申請番号1番は現況証明で宅地に登記替えをするものと思うが住宅を建てるのか。</p>
事務局	<p>申請事由は住宅の建築を目的としており今後建てるものと思います。また、申請地は上下水道も整備され農地以外であり、市街化が見込まれる場所で農用地区域からも外れている事から、問題がないものとしております。</p>
議長 委員	<p>その他質問はありますか。 (なし)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号について、申請のとおり承認し、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>

委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。
	全員賛成ですので、議案第5号「現況証明願いについて」は、願い出のとおりに決定することに決定いたしました。
	日程第10、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
	事務局から集積の概要を説明します。
局長	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は13件で、
	売買8件、賃貸借4件、北海道農業公社の買入事業を予定している農地の使用貸借が1件でございます。
	以上の案件につきましては、長沼町長から令和5年4月18日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。
	以上で概要説明を終わります。
議長	引き続き、事務局から議案の朗読と内容の説明をします。
事務局	(議案の朗読)
	以上の計画要請の内容につきましては、経営面積及び従事日数並びに別添の各調査書にあるとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の許可要件を全て満たしていると考えます。
	以上で議案の朗読と内容の説明を終わります。
議長	ただ今、議案第6号について、事務局から説明がありました。
	これより質疑をお受けいたします。ご意見等ございませんか。
委員	保有合理化での公社からの賃貸借は長沼町賃貸借の平均より低いなぜか。
事務局	農地保有合理化事業で数年後売買が行われる農地の賃貸借は、売買価格の2パーセントの賃貸借料と規定で定まって金額であります。
委員	申請番号2番、3番で売買人が同じ人だがなぜか。
事務局	農地と宅地で申請が分かれています。理由の違いと単価の違いがあります。
	なお、宅地は3条(相対)でも申請できますが、集積を使った方が税金の控除面でメリットがあるので集積で申請してきているものです。
委員	今回の議案において農業経営基盤強化法が変わったため(旧法)となった
事務局	と思われるが経緯を教えてください。

	<p>農業経営基盤強化促進計画において農用地利用集積計画が廃止され「人・農地プラン」に移行していくためであります。移行期間が令和7年3月までで、移行するまでの猶予期間が旧法での対応となるためです。また、「人・農地プラン」は産業振興課で作成しますが、目標地図は農業委員会で作成します。</p>
議長	その他質問はありますか。
委員	(なし)
議長	その他無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
委員	議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画を適当と認め、長沼町長に進達することに決定いたしました。
委員	以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。
委員	その他、委員から何かご発言がありましたらお願いいたします。
委員	(なし)
議長	無いようですので、最後に事務局から連絡事項があります。
局長	(連絡事項)
議長	閉会にあたりまして、安田会長から御挨拶をお願いいたします。
議長	(閉会挨拶)
議長	以上をもちまして、「第34回長沼町農業委員会総会」を閉会いたします。御苦労さまでした。